

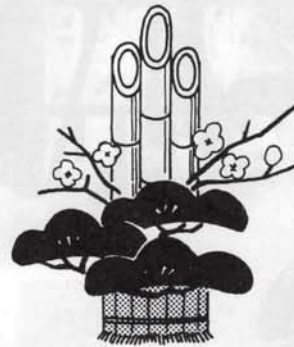


# 21世紀を念頭においた 当別町の飛躍を期して



当別町議会議長

谷保 茂一



町民の皆様、明けましておめでとうございます。

町民の皆様には日頃、議会に対するご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

お陰をもちまして、昨年も着実に進展への基盤整備を進めて参りましたが、新年を迎えるに当たり、本町の更なる飛躍を目指して心の清新さを覚えたい。

昨年は町民待望の当別駅舎が完成し、二十一世紀を目指した輝かしい当別町飛躍の礎への第一歩をしりました。

ご承知の通り、現在の国内経済情勢は、景気は緩やかに

回復しつつあると伝えられていますが、その回復実感が薄弱な状況の中で、我国は諸外国にも例を見ない急速な高齢化の進展、核家族化や扶養意識の変化等によって、国民の福祉ニーズは増大、複雑、多様化しています。

この様な時に当たり、本町に於いても解決すべき多くの課題を抱え、量、質ともに複雑多岐な行政需要の適格な対応など誠に厳しいものがあります。

私共、議決機関と致しましても、堅実で活力あふれる新しいまちづくりを力強く進め

て参る所存であり

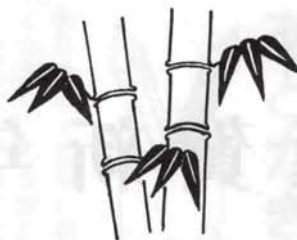
ますので、どうか本年も相変わらぬ、

ご支援ご協力をお賜りますようお願い申し上げます。

# 活力に満ち生活実感が抱ける 町政の推進を目指して



当別町長  
伊達 寿之



希望に輝く新年を、皆様と共にご壮健のうちに迎えられることを、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から町政に対する暖かいご理解と絶大なご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

昨年は新しい当別駅舎と駅南北を結ぶ自由通路や白樺公園の和風庭園の完成、高齢者のための福祉バスの増車など平成四年度より実施しています、当別町第三次総合計画を教範とし、清潔、公平な町政

の推進に努めて参りました。

本年も引続き第三次総合計画の誠実な実行を旨とし、特に長年の懸案でありました学校給食の実現を図って参ります。更に道路、下水道、学校施設の設備など、当別町の希望ある将来を見通した計画的な整備を推進すると共に、町民が皆等しく、活力に満ちた生活実感が抱ける町政の推進に努力する所存でありますので、皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます、新年のご挨拶と致します。

# 異議申立てに関する 報告書を可決

H 6・11・21(12・8)

「異議申立て(当別町農業集落排水事業)に関する特別委員会」報告書

町長に当別町農業集落排水施設事業分担金決定に異議の申立てがあったことから、議会に意見を求める決定をした後、全議員で構成する「異議申立て(当別町農業集落排水事業)」に関する特別委員会を設置、審査付託し議会として、審議を経、町長に答申する報告書を全会一致で可決しました。

本委員会に審査付託された

異議申立て(当別町農業集落排水事業)に関する諮問について、平成六年十一月二十一日、平成六年十二月二日、平成六年十二月七日委員会を開催し町長、助役、担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行った結果、全委員の意見の資料を添付し、地方自治法第二二九条第五項の規定により、意見を次のとおり報告する。

記

「異議申立て(当別町農業集落排水事業)に関する諮問について」本件、条例制定は公共下水道との「公平を原則」に議決され、当別町農業集落排水事業条例は妥当であり、理事者は条例に基づき執行に当たりたい。平成六年十二月七日

当別町議会

議長 谷保 茂一 様

異議申立て(当別町農業集落排水事業)に関する特別委員会 委員長 堀 梅治

## 第 7 回 臨 時 会

### □当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

国家公務員の一般職の給与等に関する法律の一部改正に伴い、当別町職員、当別町議会議員、当別町長等及び当別町教育委員会教育長の期末手当の支給割合を100分の10引き下げました。

### □異議申立てに関する諮問について

当別町農業集落排水施設事業受益者分担金決定に関し、異議申立てがあったので、議会に意見を求めることを決定しました。

### □異議申立て(当別町農業集落排水事業)に関する特別委員会報告

(原案可決) 別 掲



審 議 風 景

## 異議申立書

農業集落排水施設事業受益者分担金決定処分について、以下の理由で異議を申立てます。

記

一 当別町担当者による、昭和六十一年十一月二十八日及び昭和六十三年十月三十日の農業集落排水事業の説明会において、事業は国の補助事業で行うので、住民の負担はないと説明したので申立人は事業計画につき同意したものである。

頭書受益者分担金決定処分は、かかる約束に違反するもので、信義に反する。

二 当別町農業集落排水施設条例(平成四年十一月二十四日条例第二十二号)の第六条の分担金の趣旨説明において提出された、分担金の算定資料は、現在管路延長など、当時と前提事実が大幅に異なっており、分担金額が不当に高額となっている。

三 申立人は、前項の条例制定時に、すでに国の補助事業で設置された排水施設の利用者である。右施設の事業計画については、受益者負担の計画はない。事後的

に分担金を課すことは違法である。

平成六年十月十一日

当別町長 伊達 寿之殿  
住所 石狩郡当別町太美町  
一五〇〇一四十一

氏名 高橋 和夫

右代理人 札幌市中央区大通西十六丁目一番三十号  
FUYOビル八階

吉原法律事務所  
弁護士 吉原美智世

※ これ以外の異議申立書

○農業集落排水施設事業受益者分担金決定処分について

申立人住所

石狩郡当別町太美町 一四八三番地  
申立人 鍛冶 俊幸 他二五九名

○農業集落排水施設事業受益者申告、並びに同受益者分担金決定通知及び納入通知について

申立人住所

石狩郡当別町太美町 一四八三番地  
申立人 鍛冶 俊幸

○農業集落排水施設事業受益者分担金決定処分の異議申立て補充書

高橋和夫外六名申立代理人  
弁護士 吉原美智世

# 要望書「農業集落排水事業に関するお願い」 産業・文教厚生合同常任委員会へ付託



太美町汚水処理センター

## 報 告 書

本委員会に審査付託された「農業集落排水事業に関するお願いについて」平成六年九月十二日、平成六年九月三十日、平成六年十月十七日、平成六年十一月十一日、平成六年十一月十四日合同委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め、更に地域

住民代表六名の意思確認等を含め慎重に審査を行いました。が、経過に対する地域住民の不满にどう応える事が、議決機関としての議会の責任を果たすことが出来るのかを、基本に据えて審査した結果を次のとおり報告する。

### 留 意 点

一、町長部局の検証により、事実に基づいて住民の疑問に答える事。

一、期成会の責任と議会で全員一致で議決しており、その中には期成会の会長、副会長も入っている事の重みにどう応えるか。

### 記

○「農業集落排水事業に関するお願い」について  
一、受益者分担金についての地元説明会と議案提案までの経過について

説明会は昭和六十一年十一月二十八日（自治区長会議二十一人）、昭和六十二年九月二十五日（促進期成会）、昭和六十三年十月三十日（処理区域内住民）、平成元年十二月十二日（地元説明会三十五人）、平成二年九月二十六日（地元説明会三十七人）、平成四年十月二十五日（二十六日）（地元説明会二六〇人）、平成四年十一月十四日（期成会役員十四人）

に開催されており説明が充分なされなかったと言うが、この説明会開催に当たっては、期成会設立時の合意事項に基づき、周知は自治区長を以つて連絡をして七回に亘る説明会が開催されており、必ずしも充分なる説明会がなされなかったと言う事にはならないと思う。

平成四年十月二十五・二十六日の地元説明会で受益者分担金について約五時間話し合いが行われ議論は平行線をたどった経緯もあるが、最終的には小寺会長よりこの取扱について期成会に一任したい旨の提案がなされ、そのような決定に従って平成四年十一月十四日期成会役員との話し合いをしているが、泉亭期成会会長自身理解出来ないもので、議会で議論するしかないと言う事で、期成会として最終確認をされているところである。

この最終確認に基づき、平成四年十一月二十一日開催の当別町議会臨時会において、充分議論をされ、町長は「単独事業を出来る限り補助事業になるように努力致しまして公共下水道と均衡を保持するように努めてまいりたい」と答弁をしている。その後、期

成会役員である三人の議員も含め満場一致で可決された経過であるので、充分過去の経緯を振り返って、資料等により確認いただきたいと思う。  
二、当別町農業集落排水施設条例の改正に関する要望書について

○「計画当初から受益者負担については明確でなく、理事者の責任ある説明が受益者にされないまま分担金に関する条例が議会で制定され」たとあるが、この件については過去のどの資料を見ても、受益者分担金を徴収しないと言う資料は見当たらない。

○「今年三月の議会の審議を傍聴しても誠に変則的でした」とあるが、本委員会の見解は、九月十二日の合同委員会の審議過程の中で、代表者はその部分は消して下さいとの発言もあり、本委員会では削除されたものと理解をしている。

○「人口が二、三〇〇人以上になり、事業が完了した後で農業集落排水事業に接続する事は、不可能と言う事は、町もはっきり認めました」とあるが、そのような事実はない。この件については条例趣旨の根幹を成すもの

であり、行政の責任で対応すべき事柄である。  
○「1㎡当たり四五〇円徴収して余ったお金は、一般行政に使用すると説明した事も町は訂正しました」とあるが、受益者分担金の目的外使用等は考えてはいない。

三、町長部局への指摘事項について  
本件については、地域住民との対話が不充分なところもあるが、提出された資料等を見ると説明会の復命書等が不備であり、今後は充分なる事務処理について研鑽され、地域住民に不信を与える事のないよう、万全を期して事業執行にあたられたい。

- (一) 農業集落排水事業計画添付資料
- (二) 概要書（その三）
- (三) 説明会会議録
- (四) 顛末書
- (五) 臨時議会（平成四年十一月二十一日開催）会議録

平成六年十一月二十一日  
議長 谷保 茂一 様  
産業常任委員会  
委員長 堀 梅治  
文教厚生常任委員会  
委員長 田畑富美男

# 平成五年度各会計決算審査 特別委員会報告書

第八回定例議会(十二月十三日、十六日)において全議員で構成する各会計決算審査特別委員会より各項目にわたり意見を付し、十二月十三日の本会議に報告の後、全会一致で認定されました。

平成五年度当別町一般会計

めた。

### 一・一般会計

(一) 黒字決算について

平成五年度における本町一般会計の決算額は、歳入総額百十四億七千三百六十二万六千円、歳出総額百十四億八百三十九万七千円で差引すると六千五百二十二

## 収入役に 小林 登氏を選任



当別町収入役の山崎勲氏が平成六年十一月十六日急逝されたことに伴い、第八回定例会に小林登氏を選任したいと町長の提案があり、議会は満場一致で同意しました。  
同氏は、昭和三十一年に奉職、建設課長、下水道課長、農業委員会事務局長を歴任。五十九歳



職員勤務風景

万九千円の黒字決算となっているが、本町の財政状況は厳しさも一層増して来ている状況で、今後より効果的、かつ効率的な予算の編成と執行に努められたい。

(二) 歳入について

収入率は、前年度より〇・二ポイント増加し、収入未済額は減少している。

町税における収入未済は依然として高額であり、納税に対する住民意識の向上、他税との重複滞納等、総合的な徴収対応に努めら

れたい。又、公営住宅使用料の未済も、依然として高額の傾向にあるので税務課との連携等十分なる対応をすべきである。

(三) 歳入について

(ア) 公共事業の入札執行等

について

他自治体で公共事業に係わる多くの金権、談合汚職が頻発し、住民の入札執行等に対する関心も高く、国道に於いても改善の取組みがされている。透明性、競争性を確保した入札基準の検討及び公正にして、厳格な入札執行に努められたい。

(イ) ラスパイレス指数につ

いて

町のラスパイレス指数は管内的にも低く職員の士気等にも係わることであるので、早急に抜本的な基準等取扱いの方策を講じると共

に、職員に不公平感が生じないよう努められたい。

(ウ) 補助団体の指導・育成

について

石狩北部地区森林組合は補助団体であると共に、町は出資組合員である。

再建計画の推進に当たつて町の指導及びその役割範囲を明確にした適切な対応に努められたい。

(ニ) 各種委員会委員定数に

ついて

各種委員会委員の出席状況が定数に対し、少数の場合が見受けられるものがあるので、要綱・規則等の精査をし、委員会の運営に支障のないよう、十分なる配慮をされたい。

(オ) 教職員住宅の管理運営

について

教職員住宅の空家は、学級数の減、教職員の持ち家

健康相談風景



# 用語の解説

## 異議の申立

行政処分を違法または不当なりとする者が、その取消し・変更又は現状回復を求めため、処分した行政庁に対し、正式の訴訟によらないで一定の形式に従って再審査を請求する行為をいう。異議の申立は処分庁自身に対し提起される。

## 地方自治法第 229 条第 4 項

普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

## 諮 問

諮問とは、意見を聞くことであるが、法令上定められた事項について意見を求めた場合には必ずしも答申に拘束されるわけではなく、答申がないときは答申を待たずに処分をしても差支ない。

三・老人保健特別会計  
本特別会計は実質収支において、五百十万二千円の黒字決算となっている。  
今後共、高齢者人口の増加に伴い、医療費の増加も

五・農業集落排水事業特別会計  
供用開始から九年を経過し水洗化が着々と進められているが、可能区域にもかかわらず未実施者が見受けられる。町の水洗化便所改造資金貸付制度の活用をP・Rし促進に努められたい。

二・国民健康保険特別会計  
本会計は実質収支において六千六百七十一万四千円の黒字決算となっている。  
保険税収入未済額は、一億百八十万三千円余りと依然と高額であるので、徴収技術の研鑽に努め未納額の減少に鋭意努力されたい。

四・下水道事業特別会計  
本事業会計は実質収支において、一千四百六十八万六千円の黒字決算となっている。  
供用開始から九年を経過し水洗化が着々と進められているが、可能区域にもかかわらず未実施者が見受けられる。町の水洗化便所改造資金貸付制度の活用をP・Rし促進に努められたい。

増等の理由もあると思うが必要数を確保しつつ、適切な管理運営に努められたい。

十分予測されるので保健意識の向上、各種検診を通じた疾病の早期発見等、受診の促進に努められたい。

## 六・水道事業会計

本会計は、収益的収入四億四千四十九万四千円、支出四億一千八百八十八万四千円であり、当年度純利益は二千八百六十一万円となり当年度未処分利益剰余金も四千八百八十八万九千円となっており一定の評価が出来るが、更に一層の企業努力を発揮されたい。  
尚、配水量に対する有収率は七一・四％と前年に対

本会計は実質収支において、二百五十一万七千円の黒字決算となっている。  
本事業は平成四年十二月から、水洗化の一部供用開始がなされている事から、今後とも事業の円滑な推進が図られるよう努力されたい。



森林組合事務所

# あとがき



新年を迎え希望に胸をふくらませ、心を新たにしていることと思えます。  
昨年は町民待望の当別駅舎、自由通路の完成により、本町の輝かしい将来の幕開けにふさわしい、第一歩を歩み出したものと思えます。  
本号は第七回臨時会での農業集落排水事業に関する議会審議を主として編集しております。  
さて次号は、昭和四十七年一月号を初刊として第一〇〇号を数えるまで

し低下しているもので、更に老朽管等の整備を進め、その向上に努められたい。  
以上の通り報告したが、今後理事者をはじめ各職員において、各部の連携と事務的資質の向上に努め、町民の期待に沿うよう研鑽さ

れたい。  
以上、本委員会の報告とする。  
平成六年十一月二十二日  
議長 谷保 茂一様  
平成五年度各会計  
決算審査特別委員会  
委員長 堀 梅治  
になり、我々広報委員も、任期中に第一〇〇号と言う記念すべき特集号を発行出来ることは、大変な喜びを感じると共に、責任の重さを覚えます。  
議会広報の歩みとして、また、行政と皆様との架け橋として、これを記念する企画をと考えていますが、読者である皆様のお知恵をお借りしながら、特集号にふさわしい、広報紙にしようと考えていますので、アイデア、ニュース等がありましたら是非、議会広報特別委員会（議会事務局・TEL 三三三三〇）まで一報頂ければありがたく存じます。